平成２３年（フ）第３４２号
東京都多摩市連光寺１丁目32番地の20ハイツ小林Ａ102
債務者　松本航之介
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１号
静岡県浜松市南区芳川町789番地の10
債務者　成田　貴和
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
静岡県浜松市北区引佐町栃窪192番地の22
債務者　小泉みさ子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
静岡県磐田市下大之郷291番地１　市営住宅大之郷団地102
債務者　佐々木麻子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
静岡県浜松市中区葵西６丁目23番67号、前住所静岡県浜松市中区富塚町3003番地の30　テラスやよいヶ丘Ｂ－２
債務者　神谷　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
静岡県浜松市南区若林町1182番地の１　レアール若林202
債務者　稲垣　千恵
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７５８号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目11番10号
債務者　冨田　正人
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７７０号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番３―503号
債務者　清水　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１８号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―103号
債務者　西岡　静子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東1274番地３
債務者　高村　優貴
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３７号
栃木県栃木市大平町西山田339番地５
債務者　櫻井　一郎
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３９号
栃木県小山市大字立木1367番地
債務者　寺崎　幹夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４２号
栃木県下野市小金井2282番地３
債務者　髙山　昌士
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２５号
岡山県津山市上之町18番地１
債務者　山田　正義
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午前10時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４０６２号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目41－５
債務者　浦川　文恵（旧姓吉河）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部